

## 王畿思想の政治方面への展開

### ——「歴代史纂左編凡例并引」と『中鑑録』を例に

山路 裕

#### はじめに

明代を代表する陽明学者である王畿（一四九八―一五八三）に、近年になって王畿の資料として認知された「歴代史纂左編凡例并引」と題する資料がある。この資料は、王畿と交流のあった唐順之（一五〇七―一五六〇）が編纂した『歴代史纂左編』のために、王畿が記した序文と凡例である。序文は王畿の全集に収録されていてよく知られた資料であるが、この序文と一まとまりの資料である「凡例」については、従来あまり注目されてこなかった。王畿が序文と凡例を記した『左編』は、唐順之が自序で「治法の為にして纂するなり」と記すように、唐順之の経世論が反映された書物である。王畿はその成書に関わったことから、序文および凡例を記すことになったが、当該資料は唐順之の「自序」を承けて、政治に対する王畿の考えが示されていると予想される。そうだとすれば、当該資料は王畿心学思想の政治方面への展開について検討できる資料であると同時に、その政治的傾向を看取できる数少ない王畿の編纂物で

ある『中鑑録』の先行資料として考察することが可能である。そこで本稿では、従来王畿研究において用いられてこなかった資料である「凡例」を主な考察対象としてとりあげ、王畿思想の政治方面への展開を示す資料である『中鑑録』を参照資料として用いながら、王畿心学思想におけるその展開を考察する。

#### 第一章 問題の所在

王畿の思想研究は、その多くが王畿の講学活動に焦点を当ててなされてきた。その理由には二つのことが考えられる。

一つは、王畿がその生涯のほとんどを在野での講学活動に費やし、師である王守仁の学問を伝えるべく積極的に活動したということである。王畿の講学活動の記録は、『龍溪會語』六巻としてまとまっているが、そこには王畿の言葉として、「先師（守仁のこと 筆者注）平生學ぶ所の次第は、則ち嘗て之れを聞けり。已む無くんば、請ふ諸君の爲に之れを誦すれば、而ち自ら正を取らんことを（巻一「書滁陽會語兼示水西宛陵諸志」）とあるのを見ることができ、また陽明

学の系譜に連なる徐階「龍溪王先生傳」に、「公年八十なるも、猶ほ出遊を廢せず」とあることなどによってもそのことが裏付けられる。

もう一つの理由は、王畿が官職に就いていた期間が短く、そのためにその思想は現実の政治の場で機能することがなかったことである。王畿が官職にあったのは、進士登第後の嘉靖十一（一五三二）年に三十五歳で南京兵部職方主事に任じられてから、病という理由で致仕を乞うた同二十（一五四二）年までの十年ほどにすぎず、これ以後、官の世界に戻ることはなかった。

このように見てくれば、王畿はただひたすら在野での講学活動に明け暮れるばかりで、その思想を政治方面に展開していくことはなかったかのような印象を覚える。しかし、王畿は在野で活動しながらも、一時的たりとも経世の志を忘れることはなかった。本稿のもう一人の重要人物である唐順之に宛てた書簡で王畿が、「千古の聖學は、經世に本づきて、枯槁の山木と同じからず。吾人の此の生は、出處間忙を論ぜず、亦た只だ經世一件の事有るのみ」<sup>②</sup>龍溪王先生全集『卷十「與唐順之」』と記しているのはこのことをなによりも物語っている。王畿はたしかに生涯のほとんどを講学活動に捧げたが、そのことは即座に王畿に政治への志向がないことを意味するものではない。

このような王畿の経歴とこれに伴う資料上の制約はありつつも、王畿思想の政治方面への展開は、その全集には収録されていない『中鑑録』によって考察されてきた。『中鑑録』は、「爲善」「構悪」という基準のもとにそれぞれ六分類を設け、それぞれに歴代の宦官の伝を記した書物で、神宗（万曆帝）が即位するにあたり編纂された

ものである。

『中鑑録』に対する研究は数多いとは言えないものの、いくつか挙げることができる。その嚆矢は荒木見悟氏による「王龍溪の『中鑑録』について」<sup>③</sup>である。荒木氏は、『中鑑録』を編纂する際の王畿の態度に「見逃すことのできない龍溪思想の特色と限界が示されている」と指摘し、前者の「特色」については「いかなる人間に対しても陶冶啓発の可能性を信ずる、あけすけの人性肯定論」を、後者の「限界」については「宦官制度そのものの功罪は全然取り上げることなく、言わばこの制度を余儀ない必要悪と認めた上に、その論議を展開していること」を見てとって、該書に対する総合的な評価として「龍溪思想の観念的あまさが暴露されている」と論じる。荒木氏以後、『中鑑録』に対する研究は長らく見られなかったが、近年になって彭国翔氏による研究がある。彭氏は、王畿による『中鑑録』編纂の思想的意義を論じて、講学によって一般民衆への教化に尽力してきた王畿が、それとは反対の方向性である宦官の教化を通して君主へ影響を及ぼすという路線（上行路線）をとったのは、決して偶然ではなく、その思想の深層における一つの基本的な志向であると述べた<sup>④</sup>。このほか近時の研究に、永富青地氏「王畿『中鑑録』に関する一考察」<sup>⑤</sup>がある。永富氏は主に『中鑑録』の文献学研究という視点から、日本の「国立公文書館本」と「尊経閣本」、および北京故宫博物院図書館蔵「清後修本」を比較し、そのテキストの全貌を明らかにした。そのうえで『中鑑録』の内容について、王畿が宦官に対する善導教化の可能性を認め、皇帝がこれを制御すべきだと考えていたことは、皇帝制を前提とする体制においてははるかに現実的な考えであったと永富氏は論じ、そのうえでさきに紹介

した『中鑑録』に対する荒木氏の「龍溪思想の観念的あまき」という評価を「若干の問題がある」と指摘する。

本稿では、以上に紹介した『中鑑録』中に示される王畿思想に対する研究を踏まえつつ、従来『中鑑録』でしか窺えなかった王畿思想の政治方面への展開を「歴代史纂左編凡例并引」（以下「序文」と「凡例」と別称する）を用いて論じる。本資料に関する先行研究は少なく、注のみに先掲した劉榮茂氏による論文がわずかにあるのみである。ただし当該論文は、「凡例」を王畿の佚文として紹介することに重点が置かれているため、これを王畿の思想のなかにいかに位置づけるかという考察にまでは及んでいない。本稿ではこの点について考察し、資料の制限があつて従来論じられることの少なかった王畿思想の政治方面への展開が、その思想の本質から立ち現れるものであることを明らかにしたい。

なお本稿では、「歴代史纂左編凡例并引」からの引用は国立公文書館蔵嘉靖四十年刊本により、『中鑑録』は同館蔵万曆三十九年跋刊本によつた。また、王畿のほかの資料については『王畿集』（鳳凰出版社、二〇〇七年）によつた。

## 第二章 『歴代史纂左編』と「歴代史纂左編凡例并引」について

本章では、王畿と唐順之との交遊、および王畿が序文と凡例を記した唐順之の『歴代史纂左編』について触れる。

王畿と唐順之の交友は、嘉靖十一（一五三二）年に王畿が会試に赴いたときにはじまるが、学問のことについて論じ合うような本格

的な交友は、後述の、両者がともに官職を辞して以後のことである。唐順之は一般的に明代文学史における唐宋派の文章家として著名であるが、その思想は黄宗羲が言うように王畿の影響を色濃く受け、王畿もまた唐順之が死去した際には祭文を書いてその死を深く悼むなど、二人の交友は非常に深いものであったことが窺われる。

王畿が序文と凡例とを記した唐順之の『歴代史纂左編』（以下『左編』）は、唐順之没後の嘉靖四十（一五六二）年に刊行された、計一四二巻ある歴史書である。唐順之の自序は「治法の為にして纂す」とあるように、唐順之の経世論が反映された書物として理解されている<sup>7)</sup>。その体裁は、人物を「君」「相」などによつて分類して伝を立て、そこにその人物に関わる事績をかけたものである。事績を記すにあたり、唐順之が参考にした資料は、歴代の正史はもちろん、野史やその他個人の文集や伝記にまで及んでいる。さきに、『左編』の体裁は人物を「君」「相」などによつて分類していると述べたが、その分類項目は既述の「君」「相」を含めて全二十五の項目にのぼり、天下を治めるにあたり関係のあるものを拾い上げたと、唐順之の自序にはいう<sup>8)</sup>。今、『左編』の巻頭目録に見える項目を挙げれば次の通りである。

君・相・名臣・謀臣・將・后・公主・戚・儲・宗・宦・幸・奸・  
篡・亂・莽・鎮・夷・儒・隱逸・獨行・烈婦・方技・釋・道

王畿は右に見える『左編』の分類項目ごとに凡例を記しているが、「凡例」執筆の経緯については該書の「序文」において、「予荆川子と久しく山中に處り、是の編商訂に従ひて、其の筆削去取の故

を得る毎に、間ま亦た折衷の助有り。故に類毎に数語を詮繫し、發して以て例を見はし、用て揚権を存す」と記している。ここで言う「予與荆川子久處山中」とは、官職を辞して江蘇省宜興の陽羨山に隱居していた唐順之のもとに、同じく官職を辞していた王畿が訪ねていったことを指す。二人はそこでいく度となく『左編』の内容に關する議論を交わし、その議論の結果得られた二人の折衷意見を「凡例」として書き記すことにしたという。

以上の経緯を踏まえれば、王畿の「序文」および「凡例」は、王畿と唐順之との交遊を背景として、両者の議論が反映されたものだと言える。王畿に「凡例」を書くことを依頼したのは、『左編』刊行に携わった当時の浙江總督・胡宗憲（一五二一―一五六五）であるが、その背景には右述の『左編』成書にいたる経緯が關係しているであろう。

### 第三章 「歴代史纂左編凡例」君類および宦類に見える王畿の政治論

王畿の「凡例」が記された経緯を右に見た。本章では、「凡例」の具体的な内容について検討を加えたい。ここでは、王畿思想が政治的傾向としていかなる特徴をもつのかを明らかにするために、とりわけ「凡例」中の君類と宦類とに対象を絞る。ただしこのことを検討する前に、王畿が『左編』刊行の意義をどのように考えていたのかを、「序文」に拠って確認しておく。

王畿は、統治には必ず参照すべき法（規範）があるという認識を示しながらも、その法が備わる「諸史」は時代が降るにつれて文献

の数が増えるばかりで、学ぶ者は要点をつかみきれていないという弊害を指摘する。王畿は「序文」冒頭で次のように述べる。

治に必ず法有るは、方圓の規矩に於ける、平直の準繩に於けるが如く、斷斷乎として以て無かる可からざる者なり。時に古今有りて、治は之れに乗じ、治に因革有りて、法は之れを紀し、道は則ち治・法に貫かるるも、變通して以て時に趨く者なり。夏・商・周の法は六経に備はり、漢・唐・宋の法は諸史に備はる。六経は尚しきに、漢よりして下は、紀載 浩穰たりて、茫として端緒無きは、所謂ゆる汗牛塞棟にして、強く力有る者として病む。

治必有法、如方圓之於規矩、平直之於準繩、斷斷乎不可以無者也。時有古今、而治乘之、治有因革、而法紀之、道則貫乎治・法、變通以趨乎時者也。夏・商・周之法備於六経、漢・唐・宋之法備於諸史。六経尚矣、自漢而下、紀載浩穰、茫無端緒、所謂汗牛塞棟、雖強有力者、不能徧其說而殫其義、學者病焉。

王畿から見たとき、『左編』刊行の意義は、当然右にみた状況を改善するものと考えられたはずである。『左編』の編纂方針が、『史記』より『元史』に至るまでの正史はもちろん、野史までも参考にし、可能な限り簡潔であることを旨としたのは、こうした目的を果たすためである。唐順之が施したこうした工夫は、

上下二千餘年、世運の興衰、人才の淑慝、民命の休戚、地形の

險易・利害、歴史として諸れを掌に指すが如く、探索に煩ならず。上下二千餘年、世運之興衰、人才之淑慝、民命之休戚、地形之險易・利害、歴史如指諸掌、不煩探索。

と王畿が記すように、統治に関わる様々な規範を容易に把握可能にするためのものであった。

さて、以下に「凡例」君類と宦類から、政治における君主と宦官との役割に対する王畿の見解を見ていくが、この二つの項目になぜ焦点を当てるのかを説明しておきたい。

「君」類をとりあげるのには、君類が『左編』の分類項目の順序のはじめに置かれて重視されており、王畿もこの順序の重要性を前提としている、という理由による。『左編』が統治の法のために編纂され、このことに関わりないものは採録しなかったという唐順之の「自序」中の言葉をさきに見たが、統治に関わりあるとして分類した二十五の項目は、統治の総攬者という点から君に包摂されると唐順之は考えた。「治に關する者は、則ち……之れを將と相とに總べ、而して之れを君に總ぶ（關於治者、則……總之將與相、而總之君）」（自序）と記すのがそれである。このことは、唐順之が統治の主体を「君」に置いていたことを示すものであり、『左編』の分類項目中、君類がその冒頭に置かれているのは、唐順之のこうした意識のあらわれにほかならない。それと同時にこのことは、王畿も唐順之と同じく君を統治の主体と考えていたことを意味する。

次に宦類をとりあげるのには、王畿が編纂した宦官の伝記集である『中鑑録』が、王畿の思想のなかでいかに位置づけられるかを検討するためである。王畿思想の政治方面への展開を窺える数少ない

資料である『中鑑録』は、従来では類似資料がないために、王畿思想の政治方面への展開という視点からは比較検討する方法がなかった。しかし、「凡例」は『中鑑録』より二十年も早くに記されていることから、これを考察することは、王畿思想における『中鑑録』を位置づけるために有効である。

以上の理由により両項をとりあげ、まずは王畿の君類から見ていくことにする。

### 第一節 君類に見える王畿心学思想の政治方面への展開

王畿は「凡例」君類において、君主が歴史を学ぶことの意義を主張する。その主張は、歴史的事実のもつ鑑戒性が、創守の君主の指針として参考に供すべき事柄であり、歴史を学ぶことによつて理想的な治世は実現しうるという通念にもとづいている。そのうえで、実現されるべき治世として王畿が夏・殷・周の三代を挙げてこの三代の学問を心学と捉え、さらにこれを政治の根本と述べていることは、王畿心学思想の政治方面への展開として認めてよいように思われる。以下にこのことを順を追って見ていくことにする。ただしその前に、王畿の「凡例」君類は、あくまで唐順之『左編』君類に対する凡例であるから、まずはこの『左編』君類について、「凡例」を参照しながら説明しておく必要がある。

『左編』君類に収められる君主は、漢・唐・宋の三代から採られた君主である。漢代から二十二名、唐代から二十名、宋代から十六名の帝位に即いたものが挙げられている。採録されている皇帝の時代がなぜ漢・唐・宋なのかについて、王畿は「序文」と「凡例」において言及している。「序文」には次のようにある。



古今の治を論ずる者は、唐虞よりして下は、夏と曰ひ商と曰ひ周と曰ひ、三代よりして下は、漢と曰ひ唐と曰ひ宋と曰ふ。二者の純駁殊なりと雖も、之れを均しくすれば歴数の傳を膺け、世教を主持すと爲す。

古今論治者、唐虞而下、曰夏曰商曰周、三代而下、曰漢曰唐曰宋。二者純駁雖殊、均之爲膺歴教之傳、主持世教。

王畿はここで、「古今論治者」の言葉を承けて、『左編』君類に採録される君主が漢・唐・宋の三朝から採られている理由を述べている。ここでさしあたり注目しておきたいのは、唐虞、夏・殷・周の「三代」、そして漢・唐・宋のいわゆる「後三代」というように、王畿が治世を区分して考えていることである。とりわけ三代と後三代という区分の仕方は、後に引用する資料との関係からも注意しておきたい。しかし王畿のこの説明では、依然として君類に採られる君主がなぜ漢・唐・宋に限られているのかが明らかでない。

そこで次に、「凡例」における王畿の説明を見てみたい。王畿はここで、後三代以外の王朝に対する分類との関わりから、より直接的に漢・唐・宋の君主を採録した理由を説明している。「凡例」君類には次のようにある。

荆川子 帝紀を纂するに、開創の君を詳らかにし、守成を畧するは、何ぞや。作法を重んずればなり。守成をば略するに非ず、其の事の實は各類に散見す。治に關する者に非ずんば、録せざざるなり。漢・唐・宋の君を纂するは何ぞ。正統を重んずればなり。

魏と南北朝とは、纂なり。吳・蜀は、鎮なり。五胡・遼・金は、夷なり。秦は列國に繋かれば、亦た鎮なり。隋は外戚に繋かれば、亦た纂なり。元は狄に繋かれば、亦た夷なり。纂は各おの其の類に従ふなり。

荆川子纂帝紀、詳於開創之君、畧於守成、何也。重作法也。守成非略也、其事實散見於各類。非關於治者、弗録也。纂漢・唐・宋之君者何。重正統也。魏與南北朝、纂也。吳・蜀、鎮也。五胡・遼・金、夷也。秦繋列國、亦鎮也。隋繋外戚、亦纂也。元繋狄、亦夷也。纂各從其類也。

ここで王畿は、魏や南北朝、あるいは隋や元などの王朝名を挙げて、これらはそれぞれ「纂」「外戚」「夷」に分類されるが、漢・唐・宋だけは「正統」であるから、これらの君を採録したのだと述べている。右引用文中、後三代以外の王朝が、地方軍閥である藩鎮、臣下による篡奪、異民族である夷狄、皇后の親族である外戚のいずれかに該当していることから類推すると、王畿が「正統」と考える後三代は、民族のおよび政治的な正統性のある王朝、つまり、漢民族であり、かつ中原を統一した王朝を指していると考えることができる。さて、歴史を政治の教訓とすべきことは儒者の等しく説くところであるが、王畿もその例にもれず、政治における歴史の効用を述べている。「凡例」君類に次のようにある。

夫れ創守の君、或いは以て度を恢ひろめ、或いは以て猷を慎み、或いは以て畧を宏め、或いは以て識を淵ひくし、恭儉・果敏・明智・仁慈は、未だ嘗て善無くんばあらずして、亦た未だ嘗て疵無く

んばあらざるなり。其の善に鑑みれば、以て治法を明らかにす可く、□其の疵に鑑みれば、以て亂の源を窒ぐ可く、己に於いて之れを取るのみ。

夫創守之君、或以恢復、或以慎猷、或以宏畧、或以淵識、恭儉・果敏・明智・仁慈、未嘗無善、而亦未嘗無疵也。鑑其善、可以明治法、□鑑其疵、可以窒亂源、於己取之而已矣。

右引用文は、歴史的事象のもつ鑑戒性が政治にとつて有効であることを説く儒者の一般的立場を前提にして、『左編』君類に採録される後三代の君主の事績に教訓とすべき事柄があることを言うものであるが、しかしそれは、後三代が最終的に実現されるべき治世として考えられたことを意味しない。それでは、王畿が考える、実現されるべき治世とはどの時代を指すのであろうか。それは、夏・殷・周の「三代」にほかならない。王畿はこのように考えたうえで、三代と後三代とを純駁の対比でとらえた前引「序文」中の考えを踏まえ、後世の治世が三代の治世に純一にならない理由を、それらの君主が学問を知らないことに見てとつている。王畿は右引用文に続けて次のように言う。

嗟乎、後世の君、未だ三代に純なる能はざるは、皆な其の天資の相ひ近きに、而も未だ嘗て學を知らざればなり。學を知れば、則ち以て道を語る可くして、三代は幾し。三代の學は、危微精一の傳に原づきて、心學なり。是れ乃ち治を出すの本なり。而るに凡そ後世一切の法術の把持、名義の崇飾と夫の儀文の表章とに務むるは、焉れに與らず。此れ法外の意なり。

嗟乎、後世之君、未能純於三代、皆其天資之相近、而未嘗知學也。知學、則可以語道、而三代幾矣。三代之學、原於危微精一之傳、心學也。是乃出治之本。而凡後世一切之務法術之把持、名義之崇飾與夫儀文之表章、不與焉。此法外意也。

文中、王畿のいう「學」がなにを指すのかは明らかでないが、全体の文脈から考えれば「心學」を指すと理解するのが自然だろう。ここの「心學」は、「凡例」の経史類において六経と心との關係を王畿が、「夫れ人心は自ら全經有りて、明と無く晦と無く、祖龍の火も焚く能はざる所なれば、今に至るまで、未だ嘗て亡びざるなり」と述べて、經書に記される理は本来的に「心」に具わっていると見ることの立場を指すが、その立場を王畿はさらに「治を出すの本」と言い換えて、「心學」の意義を説くのである。

王畿が政治の根底に「心學」を想定していたことを確認したところで、王畿が右のように考える意義がいかなる点にあるのかを、王畿と同じく「危微精一」を心学の源流と考える王守仁の「象山文集序」を参照することによって見てみよう。「象山文集序」には次のようにある。

聖人の學は、心學なり。堯・舜・禹の相ひ授受して、「人心惟れ危ふく、道心惟れ微かなり、惟れ精 惟れ一、允に厥の中を執れ」とは、此れ心學の源なり。……蓋し王道息みて伯術行はれ、功利の徒、外に天理の近似を假りて以て其の私を濟し、而して以て人を欺き、「天理は固より是くの如し」と曰ふ。知らず 既に其の心無きに、而も尚ほ何ぞ所謂ゆる天理なる者有

るかを。是れ自らして後、心と理とを析ちて二と爲して、精一の學は亡ぶ。世儒の支離なる、外に刑名器數の末に索めて、以て其の所謂ゆる物理なる者を明らかにせんことを求むるも、而も吾が心は即ち物の理にして、初めより外に假ること無きを知らざるなり。

聖人之學、心學也。堯・舜・禹之相授受、曰「人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中」、此心學之源也。……蓋王道息而伯術行、功利之徒、外假天理之近似以濟其私、而以欺於人、曰「天理固如是」。不知既無其心矣、而尚何有所謂天理者乎。自是而後、析心與理而爲二、而精一之學亡。世儒之支離、外索於刑名器數之末、以求明其所謂物理者、而不知吾心即物理、初無假於外也。  
〔『王文成公全書』卷七〕

右引用文中では、理を外に求めることで「心」を疎外してしまうことが指摘され、守仁はこの具体例として、「世儒」が「形名器數」といった「外」に「物理」を求めていることを挙げている。

右に引用した王畿と守仁の資料を見ると、「心學」が「危微精一」にもとづくと考えられる点において、王畿がその師である守仁と共通の認識をもっていることが分かる。このことを踏まえてさらに指摘しておきたいのは、さきに引用した「凡例」中で王畿が否定的に言及する「法術の把持」「名義の崇飾」「儀文の表章」に務めることと、右「象山文集序」中で守仁が否定的に言及する、「外」に「物理」を明らかにすることで、理を立ち現わさせる「心」を疎外してしまうことが重なっていることである。これら両資料の連関を考えたとき、「凡例」君類において王畿が統治行為の根底に「心學」を据

えたのは、統治行為がみずからの「心」において他に求められようではないことを示すためであったと言える。

以上のことから、王畿心学思想の政治方面への展開として次のことが言える。王畿は、歴史上の理想的な治世として夏・殷・周の三代を考え、その理想の治世を実現するためには、堯舜が伝え、三代において継承された「心學」を君が学ぶ必要があると考えていた。そしてそのことは、君主による一切の統治行為が、その「心」を描いて他に求められないことを含意するものであった。

## 第二節 宦類に見える王畿心学思想の政治方面への展開

前節では「凡例」君類を考察の対象としたが、本節では宦類にその対象を移したい。王畿が宦官に善導教化の可能性を認めて『中鑑録』を編纂したことを本稿冒頭で紹介したが、同じことが「凡例」宦類にも認められる。そうだとすると、「凡例」宦類は、『中鑑録』の先蹤資料として位置づけることが可能である。なぜならば、現存する最古の『中鑑録』が万曆九（一五八二）年に刊行されているのに対し、『左編』は嘉靖四十四（一五六二）年に刊行されており、両者の最も古い現存資料の刊行年数から考えれば『左編』のほうが二十年早いからである。この両者に対する分析については、第五章で改めて言及することにする。本節では、宦官制度そのものに対して王畿がいかに考え、またその制度下において宦官と君主とはいかにあるべきかを考えているかをまず見ることにする。そのうえで、宦類に見える王畿の宦官認識には、宦官を教化の対象としてみならず考えがあり、この考えが、良知は万人に具わっているとすする王畿思想の核心と重なることを明らかにする。



王畿は、宦官と政治との関わり、およびこれに対する君主の態度を論じて次のように述べる。

宦者の設けらるるや、其の来るや尚し。閹人は禁を守り、寺人は宮を守りて、職として掖廷・永巷の間を主り、其の分の爲す所に安んじて、未だ嘗て之れをして政に與らしめず。三代以上に閹宦の禍無きは此れを以てなり。後世の君主は視て私家の人と爲し、其の己に媚ぶるを悦ぶなり。故に其の是非利害の機を忘れ、惟に之れに任ずるに政を以てするのみならず、且つ授くるに兵権を以てするも、而も口には天憲を含み、身は國命に寄するを疑はず。其の能く爲すこと無きを忽せにするも、而も擅權逆節の漸なるを知らず。無窮の禍、其の端は實に此に肇まる。其の間、豈に挈然として自ら愛しみ、習ひに緇まらざること、呂強・馬存亮・張承業の輩の如く賢なる者無からんや。諸れを鳥喙の液に譬ふれば、時に人を活かすの功有りと雖も、終に常服の劑には非ず。要は人主の其の漸なるを過防し、以て之れを制すること有るに在るのみ。

宦者之設、其来尚矣。閹人守禁、寺人守宮、職主掖廷・永巷之間、安其分之所爲、未嘗使之與政。三代以上無閹宦之禍者以此。後世人主視爲私家之人、悅其媚己也。故忘其是非利害之機、不惟任之以政、且授以兵權、而不疑口含天憲、身寄國命。忽其無能爲、而不知擅權逆節之漸。無窮之禍、其端實肇於此。其間豈無挈然自愛、不緇於習、如呂強・馬存亮・張承業輩之賢者乎。譬諸鳥喙之液、雖時有活人之功、終非常服之劑。要在人主過防其漸、有以制之而已。

右引用文中で注目したいのは次の二点である。

一つ目は、王畿があくまで当時の体制下での宦官統制策をとっている点である。制度として設けられた当初は政治に關与していなかった宦官が、次第に政治に關与していった要因を王畿は君主側に見ている。明代において、宦官が政治へと關与することの弊害は、黄宗羲が「宰相六部は、奄宦の爲に奉行するの員なるのみ」(『明夷待訪録』「奄宦」)と述べるほど深刻であったが、王畿は宦官制度そのものの撤廢論や、宦官を君主から遠ざけて政治に關与させないようにする論を主張するのではなく、あくまで君主と宦官とが密接な關係にある当時の現場の現状を前提にしたうえで、両者のあるべき關係を考えている。

二つ目は、君主が宦官をコントロールすべきことを説いている点である。『中鑑録』の主たる編纂意図は、宦官を教化することを通じて皇帝に影響を与えることにあったが、一方で君主の側が宦官をよく制御すべきことを説く面もみられた(前掲永富論文参照)。右の引用文を見ると、君主が宦官を適切に統制することが要点として挙げられており、このことは「凡例」宦類と『中鑑録』とに共通する一つの要素として重要である。

さて、皇帝制と宦官制度とを前提として、そうした制度下における両者のあるべきありかたを模索した王畿であるが、君主が宦官を統制するにしても、宦官を通じて皇帝へ影響を与えるにしても、そのためには宦官そのものを教化の対象から疎外するのではなく、むしろ積極的にその中に含めていなくてはならない。事実、王畿はどのように考えて宦官を教化の対象として考えている。それでは、こ

のことは王畿の思想のいかなる点から導きだされたものであろうか。それは、人が先天的にもつ道徳覚知能力である「良知」が万人に現に具有されるとする考えにほかならない。王畿は「凡例」において「良知」の語を用いることはない。しかし次に引用する部分分は、宦官とても同じ「人」であるという「同類」の考えに立脚するものであり、こうした人間観は、第五章で詳述する、いかなる人も心に良知が具有することを説く王畿の良知論と重なるものと言える。王畿は次のように言う。

然りと雖も、此の輩 全氣に非ずと雖も、類は亦た相ひ同じければ、利害は未だ嘗て人に異なること有らず。特だ夙習に膠みて、偶たま未だ之れを覺らざるのみ。人主 苟しくも視て以て同類と爲し、過ぎて之れが防を爲すに忍びず、慎みて師模を選び、朝夕に以て之れを訓迪し、其の左右の常侍の 與に言ふ可き者を選びて、其の是非の心を開き、脱然として分に安んずることの 利爲りて逆を擅しそのままにすることの 害爲ることを知らしむれば、此れ禍を轉じて福と爲すの機なり。情志は専良にして、私媚を爲さず、人人務めて自ら愛するを爲せば、固より將に之れに進むるに稀苓を以てせんとするなり。豈に烏喙もて之れを視ると曰ふのみならんや。

雖然、此輩雖非全氣、類亦相同、利害未嘗有異於人。特膠於夙習、偶未之覺耳。人主苟視以爲同類、不忍過爲之防、慎選師模、朝夕以訓迪之、擇其左右常侍之可與言者、開其是非之心、使脱然知安分之爲利而擅逆之爲害、此轉禍爲福之機。情志専良、不爲私媚、人人務爲自愛、固將進之以稀苓也。豈曰烏喙視之已乎。

荒木見悟氏は、王畿が宦官に対してもその善導可能性を見ていたことについて、「いかなる人間に対しても陶冶啓発の可能性を信ずる、あけすけの人性肯定論」と述べ、また王畿が宦官制度そのものを抜本的に検討する視点に缺けていたことなどから、『中鑑録』に見える王畿の思想を「観念的な甘さ」が露呈しているものと見なした。しかし、荒木氏が王畿思想の缺陷とみなした『中鑑録』に見える思想は、本節でも検討したように「凡例」にも窺うことができることから、永富氏も指摘するように、それは王畿思想の「観念的甘さ」なのではなく、むしろ宦官の存在も含む万人がもつ陶冶啓発の可能性を当時の制度下において現実的に適用させていくという、王畿思想の本質として捉えるべきである。

#### 第四章 王畿心学思想と史書との関係

以上、「凡例」の君類と宦類とから、君主と宦官とに対する王畿の認識を窺い、これらいずれにも王畿の心学思想が反映されていることを確認した。ところで、現存する資料からは「史」に対する王畿の考えを窺うことは難しいのであるが、王畿は『左編』という史書の「凡例」として、「史」そのものをいかに考えていたであろうか。王畿の師である王守仁が「六経皆史」を唱えたことは周知のことであるが、これと同じ認識を王畿に見出すことは可能であろうか。そこで本章では、史に対する王畿の認識を「凡例」経史類から窺うことにする。史に対する王畿の考えは、「凡例」の経史類が経と史と併称されていることから察せられるように、史は経と不即不離のも

のとして考えられている。史に対する王畿の考えはもとより体系的なものではないが、それでも経史類を手がかりとして「史」に対する王畿の考えを窺いたい。

王畿は経史類において、経と史とが同一であることを次のように述べる。

經は以て道を載せ、史は以て事を紀すも、經と史とは一なり。……漢自り以下、純駁異なりと雖も、而も道は未だ嘗て亡びず。故に『易』は即ち義皇の史、『詩』・『書』・『禮』・『樂』は即ち唐虞・三代之史、『春秋』は即ち列國の史にして、後世の史も亦た漢・唐・宋の經なり。儒者の學は、心に根づきて、率ひて之れに由るを之れ道と謂ひ、擧げて之れを措くを之れ事と謂ふ。道と事とは一なり。

經以載道、史以紀事、經與史一也。……自漢以下、純駁雖異、而道未嘗亡。故『易』即義皇之史、『詩』・『書』・『禮』・『樂』即唐虞・三代之史、『春秋』即列國之史、而後世之史亦漢・唐・宋之經也。儒者之學、根於心、率而由之之謂道、擧而措之之謂事。道與事一也。

王畿がここで経書と史書との違いを、「道」が記されるか「事」が記されるかという点から区分したうえで、両者を「一」と見なすのは、『伝習録』上巻の守仁の語「事を以て言へば之れを史と謂ひ、道を以て言へば之れを經と謂ふ。事は即ち道、道は即ち事なり。『春秋』も亦た經、五經も亦た史なり」にまさしく重なるものである。ここでの守仁の意図は、經と史とが実態としては同一のものである

という考えを前提にして、それが「道」が記載されている点からは「經」と言い、また「事」が記載されている点からは「史」と言うと便宜的に区分し、「事」はそこに「道」が表現されたものであるから、「事」を記録する『春秋』は他の経書と同じく「經」であり、また他の経書に記される「道」は、「事」に即して明らかにされるのであるから、他経も『春秋』と同じく「史」であるということを使うものである。右引用文で注目したのは、守仁が経史の同一性を言う際、その対象はあくまで六經に限られていたのに対し、王畿はその対象をさらに「後世之史」にまで広げた点である。王畿は守仁の考えを承けて、六經が「史」であると述べるのと同時に、後世の史の意義を経と同等のものとして考え、かつ「經」にも漢・唐・宋のそれがあると考えている。

右にみたように、王畿は後世の歴史をも經と同一視する考えを述べていたわけであるが、王畿にとってこの考えは、經と史とが実態としては同一であるという、守仁の「六經皆史」の説から導かれるだけではなく、経史がより根源的なところで結びついていると考えることによって導かれている。それでは、経史の同一性を導くその考えはいかなるものかと言え、それは經が記す「道」と史が記す「事」とが、いずれも「心」を根源として成立しているとする考えにほかならない。上記引用文末にある「儒者之學、根於心、率而由之之謂道、擧而措之之謂事。道與事一也」という一文はそのことを言ったものと理解できる。「經」の根源的な根拠を「心」に求める考えは守仁にも見えるが、『王文成公全書』卷七「稽山書院尊經閣記」、経だけでなく史をも「心」に結びつけたのは王畿独自の視点と言える。さきの引用文において王畿は「儒者之學、根於心」と述べて、

儒者の学問は「心」という最も根源的な主体を根底に据えるものであることを言い、心に従って発現したものを「道」と言い、心が行為として現出したものを「事」と述べている。つまり、「道」は心を根源とする規範性に焦点を当てたものであり、「事」は心を根源とする行為性に焦点を当てたものであつて、この両者が「心」を媒介した同一事象の分相であるならば、それらを記す「經」と「史」も、「心」を共通の基盤として成立した分相であると王畿は考えた。

右に見たように、王畿は「心」を基盤とした「經」「史」の同一性を述べ、これを踏まえて「後世之史亦漢・唐・宋之經也」と述べていた。こうした「經」「史」一体觀の反面、王畿は史を經と切り離し、史の源流として『春秋』を考え、これと歴代の正史とに対して断絶を見ているかのようでもある。經史類には次のようにある。

權衡を執りて、然る後に以て輕重を較ぶ可し。未だ是非の己に公ならずして、能く人の是非を辨ずる者有らざるなり。孔子『春秋』を作るに、是非の公を以て之れに加ふるに筆削を以てす、所謂ゆる其の事を直書して其の義自ら見はれ、我心を容るること無し。後世の史は法を『春秋』に取りて、遷の史之れが冠爲るも、其の「孔子世家」を叙ぶるを觀るに、商羊・萍實・楛矢・專車の辨に屑屑たりて、以て聖の聖爲るは、該博に止まると爲すのみ。故に其の史を爲るや、亦た惟だ該博に務めて、先後・進退・貴賤の間に於いては、是非頗る聖人に謬まりて、之れを誣に失ふこと多し。固の史以下、是非の謬ること、大畧これに類するは、是れ徒らに輕重の當に較ぶべきを知るも、而も權度の當否に由るを知らざればなり。

執權衡、然後可以較輕重。未有是非不公於己、而能辨乎人之是非者也。孔子作『春秋』、以是非之公加之以筆削、所謂直書其事而其義自見、我無容心焉。後世之史取法『春秋』、而遷史爲之冠、觀其叙「孔子世家」、屑屑於商羊・萍實・楛矢・專車之辨、以爲聖之爲聖、止於該博而已。故其爲史、亦惟務於該博、而於先後・進退・貴賤之間、是非頗謬於聖人、多失之誣。固史以下、是非之謬、大畧類此、是徒知輕重之當較、而不知由於權度之當否也。

さきに見たように、王畿は、『春秋』は經書であるのと同時に「列國之史」であるが、その『春秋』が「經」として特別な權威を持つのは、たんなる列國の歴史に対して孔子が「是非之公」によって筆削を加えたからだと考えていた。王畿にとつて、ここでの「是非」は、みずからの心において求められるべきものであり、商羊や萍實といった外在の事物に求めるべきものではない<sup>16)</sup>。このように考える王畿から見ると、正史のはじめである『史記』の孔子世家には、孔子の聖人たるゆえんが「該博」にあるかのような記述がなされ、そのために『史記』は全体を通じて「該博」であることに務めて、結果として是非の判断を誤り、『史記』に続く正史も同じ誤りを犯していると映った。文中に王畿が述べる「是非頗謬於聖人」とは、班固が『史記』を批判した際の言葉であるが、王畿はその言葉をそのまま『漢書』にも向けて、歴代正史の編纂方針を批判するのである。要するに、『春秋』は「是非之公」という「權度」によって、歴代の正史は「該博」という「權度」によって編纂されたと王畿は考えたが、歴代のこうした正史は「權度」そのものが妥当かどうかを知



らないものとして批判されるべきものであった。

以上を踏まえ、本章をまとめると次のようになる。王畿にとって、「經」と「史」とは「心」という共通項を基盤とした同一事象を指すものであった。その一方で王畿は、史を經と切り離し、史の源流としての『春秋』には孔子が筆削を加えた際に基準とした「是非之公」が反映されているのに対し、後世の史書は「該博」を基準としたために、是非についてすこぶる誤謬をきたした、と考えた。この考えは、「己」すなわち自己の「心」によって、「是非」は明らかにされるべきだと考える王畿心学思想から導かれたものであった。

### 第五章 王畿思想における「凡例」の位置

本稿の終わりに、王畿思想における「凡例」の位置づけを、とくに宦類を中心に言及しておきたい。このことについては、第三章二節冒頭でも簡単に触れたが、ここでは、王畿の『中鑑録』が『左編』を底本として利用したと指摘する吳兆豊氏の研究を参照して検討することにする。

『中鑑録』は、宦官を教化することを通して皇帝に影響を与えるために、善悪の基準をもとにして王畿によって編纂された宦官の伝記集である。これは王畿思想の政治方面への展開を窺える数少ない資料であるが、本稿でもみたように、「凡例」にも宦類が立項され、それによって宦官に対する王畿のおおよその考えを知ることができると。『凡例』は『中鑑録』よりも時期的に先行することから、『中鑑録』の先行資料として位置づけることが可能であり、これにより『中鑑録』の編纂が一時的な意図から出たものではないとする彭国翔氏

の見解を補うことができる。そこで本章では、『中鑑録』に採録される宦官と『左編』宦類に採録される宦官とが多く重なるという形式的な面と、『中鑑録』と『凡例』宦類とに良知説を背景とした共通の人間観があるという思想の内実的な面によって検討を進める。

吳兆豊氏は、「明儒王畿《中鑑録》の流傳・編刊與内容特色」（注十五を参照）において、『中鑑録』に採録される宦官は、明代の宦官十二名を除くと、以下の資料を主な出典としていると述べる。その出典とは、『冊府元龜』内臣部、正史宦官伝、唐順之『左氏始末』、そして『左編』である。そのうえで吳氏は『左氏始末』と『左編』箇所<sup>1)</sup>の脚注において、「除宦官閣文應未收、王守澄傳乃綜合參考新舊《唐書》及《歷代史纂左編》外、《歷代史纂左編》所錄其他宦官傳、也都被《中鑑録》直接鈔錄」と指摘する。『中鑑録』の編纂・刊行時期を彭国翔氏が指摘する万曆元年前後だと推定すれば（注十五参照）、『左編』が刊行されたのはそれをさかのぼる嘉靖四十（一五六一）年であることから、さきに挙げた諸書はもちろんであるが、王畿が自身も成書に携わった『左編』の宦類を底本として『中鑑録』を編纂した可能性は非常に高いと言える。

王畿が『中鑑録』を編纂するにあたって『左編』宦類を底本としていたならば、当然「凡例」宦類の自身の見解も『中鑑録』に反映されているはずである。「凡例」の宦類には、宦官であっても「利害」は通常の人と同じであることから、このことを手がかりとして宦官を善導教化できるとする王畿の考えが示されていた。これと同じ考えが、『中鑑録』の冒頭にある「中鑑答問」という、王畿の自称である「外史氏」と「客」との想定問答が記される資料から窺える。王畿は客の「善與惡、孰從而明之」という問いに対し、次のよ



うに答えている。

外史氏曰はく、「諸れを此の心に明らかにするのみ。是非とは、人の本心、善惡の則なり。是非の心は、人皆な之れ有り、所謂ゆる良知なり。堯舜より以て塗人に至るまで、一なり。小人閒居して不善を爲して至らざる所無きも、君子を見るに及びては、則ち其の不善を掩ひて其の善を著し、指して以て小人と爲せば則ち拂然として怒る。是れ小人も未だ嘗て良知無くんばあらざるなり。忤逆不孝の人、平時 其の親を毆辱して至らざる所無きも、指して不孝と爲すに及びては則ち拂然として怒る。是れ忤逆不孝の人も未だ嘗て良知無くんばあらざるなり。行道の人、死に至るも嘔蹴の食を受けざれば、行道の人と雖も未だ嘗て良知無くんばあらざるなり。……小人の君子に進む可く、塗の人の 堯舜に入る可きは、外より來るに非ず、自ら反り自ら求むれば、即ち之れを自得す。所謂ゆる諸れを心に明らかにすとは、此れなり」。

外史氏曰、「明諸此心而已矣。是非者、人之本心、善惡之則也。是非之心、人皆有之、所謂良知也。自堯舜以至塗人、一也。小人閒居爲不善無所不至、及見君子、則掩其不善而著其善、指以爲小人則拂然怒、是小人未嘗無良知也。忤逆不孝之人、平時毆辱無所不至、及指爲不孝則拂然怒、是忤逆不孝之人未嘗無良知也、行道之人、至死不受嘔蹴之食、雖行道之人未嘗無良知也。……小人之可進於君子、塗之人可入於堯舜、非自外來也、自反自求、即自得之。所謂明諸心者、此也」。

ここで王畿はみずからの良知説を全面に押し出して、いかなる人間にも良知が具有されていることを述べているわけであるが、こうした人間觀をもつ王畿が、宦官にも善導の可能性を認めていることは明らかである。これと同じことは、「凡例」宦類において王畿が「此輩雖非全氣、類亦相同、利害未嘗有異於人。特膠於夙習、偶未之覺耳。……使脱然知安分之爲利而擅逆之爲害、此轉禍爲福之機」(十五頁、前引)と述べて、宦官を通常の人と同類とみなすことによつて教化の可能性を認める考えと軌を一にするものである。

このように見てくれば、王畿が『左編』の成書に関わり、かつこれに「凡例」を記したことは、ことに宦官についてだけ言えば、『中鑑録』の編纂という形で大いに活用されたと見ることが出来る。そしてこのことは、本稿第一章で紹介した『中鑑録』に対する彭国翔氏の見解、すなわち王畿の『中鑑録』編纂が決して偶発的なものではなく、その思想における基本的な傾向であると見る見解を積極的に支持するものと言える。

### おわりに

本稿では、資料の少なさに起因する王畿心学思想の政治論への展開を考察するために、近年王畿の資料として認知された「凡例」を主な考察対象としてとりあげ、とくに君類と宦類を中心に検討した。その結果、王畿が当時の皇帝制と宦官制という体制を前提として、君類においては「心學」を政治の根本に置き、宦類においては、後の『中鑑録』に繋がる、宦官を含むいかなる人間に対しても陶冶啓発の可能性を信じる王畿の心学思想にもとづく特徴が見られた。ま

た、「史」に対する王畿の認識にも、その心学的特質を見て取るこ  
とができた。このような特質を持つ「凡例」の王畿思想内における  
位置づけとしては、『中鑑録』の先行資料として考えることが可能  
であり、それはつまり、『中鑑録』に示される王畿の考えが、万人  
に陶冶啓発の可能性を認める点で本質的であり、当時の体制下にお  
いて発揮される点で現実的であることをうらづけるものであったと  
言える。

注

- (1) 劉榮茂「王龍溪（歴史纂左編凡例並引）佚文」『鵝湖』五月号、鵝湖月刊社、二〇一六年。
- (2) 各分類の内訳は、「爲善」が忠類・賢類・勞類・勢類・能類・準類、「構悪」が逆類・乱類・奸類・横類・貪類・殘類である。
- (3) 荒木見悟『中国思想史の諸相』中国書店、一九八九年。
- (4) 彭国翔「王龍溪的《中鑑録》及其思想史意義——有関明代儒学基調的転換」『近世儒学史的辨正与鉤沉』二〇一五年、一七一頁。
- (5) 『陽明学』二松学舎大学東アジア学術総合研究所陽明学研究センター、二〇二〇年。
- (6) 「先生之學、得之龍溪者爲多」『明儒學案』卷二十六。
- (7) たとえば李德鋒「明唐順之《左編》經世編纂特点探析」『内蒙古大学学报』四十三卷四期、二〇一一年。
- (8) 「左編者爲治法而纂也。非關於治者、勿錄也。關於治者、則妃后・外戚・儲・宗・宦・倖・奸・篡・方鎮・夷狄・草莽之亂、而總之將與相、而總之君、亦云備矣」。
- (9) 『左編』の目録上の分類項目の「儒」（卷一一九―卷二二九）は、その下にさらにいくつか小分類が立てられている。王畿の凡例も、これに

対応して「儒」として立項して凡例を記した後に、当該項目をさらに「經史」「文詞 附字」に分割し、各々項目を立てている。たとえば、『左編』の卷一九から卷二二までの副題「道学」には、「凡例」では「儒」が対応し、同卷二二三から卷二二四までの副題「傳經」、卷二二五の副題「史」には、「凡例」では「經史」が対応している。同じく卷二二六と卷二二七の「文」、卷二二八と卷二二九の「詞」は、「凡例」では「文詞」が対応しており、卷二二九のなかに付随する書家が、「凡例」でも「字」として附されている。

- (10) 「吾友荆川子乃取歷代諸史、纂其有關於治者、分爲若干類、間次錯陳、略加彙括、比事以聯、務從簡約……是編則盡取全史、旁及諸家百代、裨官野乘」（王畿「序文」）。
- (11) ただし第一卷「漢 高祖」には田儼・彭越・黥布・盧縮・陳豨・呉芮が附されており、第三卷の「漢 光武」には隗囂・公孫述が附され、第六卷「宋 太祖」には李筠・李重進が附されている。
- (12) この「古今論治者」云々について、王畿が具体的な人物を想定していたのか否かについてははっきりしない。
- (13) 夏・殷・周の「三代」に対して、漢・唐・宋を「後三代」と称するのは、南宋末から元にかけての人である方回『桐江續集』に収められる「進齋序」や、明末の李贄『藏書』の「藏書世紀列傳總目前論」中にも見える。
- (14) ここで、理想の治政として王畿が三代をもちだすのは、王守仁が、実現できる統治は三代だけであると述べることを承けるからである。守仁の次の語を参照。  
「唐・虞以上之治、後世不可復也、略之可也。三代以下之治、後世不可法也、削之可也。惟三代之治可行」『傳習錄』上卷。
- (15) 尊經閣蔵本を指す。ただし尊經閣本はあくまで現存する『中鑑録』のなかで最古の版本なのであって、『中鑑録』最古の版本なわけではな

い。詳しくは前掲永富論文を参照。なお、彭国翔氏は前掲「王龍溪的《中鑑録》及其思想史意義——有関明代儒学基調的転換」のなかで、王畿の書簡のうち『中鑑録』が編纂される過程を窺える資料を用いて、『中鑑録』の刊行は万暦元年よりやや早い時期と推定し、編纂期間は刊行を遡ること二・三年とする。一方で呉兆豊氏は、編纂期間を神宗が即位した隆慶六年六月以降とする（『明儒王畿《中鑑録》の流傳・編刊與内容特色』『明代研究』二〇一七年）。

(16) 「漢儒不知聖人之學本諸性情、屑屑然取證于商羊・萍實・防風之骨・肅慎之矢之迹。以徧物為知、必假知識聞見、助而發之、使世之學者不能自信其心、俛俛然求知於其外。漸染積習、其流之弊歷千百年而未已也」(『龍溪王先生全集』卷十三「陽明先生年譜序」)。

(17) ここで、「孔子世家」において孔子が「該博」であるとされたために、『史記』が全体を通して「該博」に務めることになったというその論理はよく分らない。

(18) 「至於采經摭傳、分散數家之事、甚多疏略、或有抵牾。亦其涉獵者廣博、貫穿經傳、馳騁古今、上下數千載間、斯以勤矣。又其是非頗繆於聖人、論大道則先黃老而後六經、序遊俠則退處士而進姦雄、述貨殖則崇勢利而羞賤貧、此其所蔽也」(『漢書』司馬遷(伝贊))。

(19) なお、王畿がみずからを「外史」と称するのは、現存資料の中では『中鑑録』と「凡例」の題後に見える「東浙龍溪外史王畿撰」のみである。

【附記】 本稿は、二〇一九年十一月三日に二松学舎大学・浙江工商大学・浙江省倫理学会による共催学術シンポジウム「陽明学と浙江文化——東アジアにおける陽明学」での口頭発表をもとに、加筆修正を加えたものである。